

令和5年度愛媛県急速充電設備設置支援事業費補助金交付要領

1 目的

愛媛県急速充電設備設置支援事業費補助金の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）及び愛媛県急速充電設備設置支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 事業内容及び実施方法

（1）充電設備の設置工事費

交付要綱別表1（注）に規定する充電設備の設置工事費の詳細項目は、別表第1のとおりとする。

（2）交付申請書の添付書類

交付要綱別表2に規定する交付申請書の添付書類の詳細は、別表第2のとおりとする。また、「急速充電設備の新規設置事業」における空白地域に交付申請する場合、設置場所が空白地域に該当することは申請者自身が確認することし、設置場所が空白地域に該当することを示す周辺図を添付書類として提出すること。

（3）補助事業の開始

補助事業者は、原則として、県から交付決定通知を受けてから補助事業の開始が可能となる。

（4）実績報告書の添付書類

交付要綱別表3に規定する実績報告書の添付書類の詳細は、別表第3のとおりとする。

3 受付期間

令和5年5月8日（月）～令和6年1月31日（水）

※ただし、申請の受付状況により、期間の途中で申請の受付を終了することがある。

4 交付申請書類の提出

（1）問合せ・提出先

〒790-8570

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進グループ

TEL：089-912-2349

FAX：089-912-2344

E-mail : kankyou@pref.ehime.lg.jp

(問い合わせのみ。提出は別途指示するアドレスに提出すること。)

(2) 提出方法

ア 押印欄に全て押印する場合

郵送又は持参にて提出すること。

イ 押印を省略する場合

5を参照のうえ、別途指示するアドレスに、メールにて送付すること。

ただし、様式第11号（設置完了証明書）については、設置工事施工会社の設置完了に係る押印が必要なので、別途、郵送又は持参にて提出すること。

また、申請者がリース事業者の場合は、様式第1号（交付申請書）の「5③」及び様式第10号（誓約書）については、押印が必要なので、別途、郵送又は持参にて提出すること。

5 その他（押印の省略について）

ア 様式第1号「5③」、様式第10号及び様式第11号を除き、押印を省略することができる。

イ 押印を省略する書類の提出方法は、メールのみとする。

ウ 押印を省略する場合、各様式下部にある欄に、責任者及び担当者の職・氏名及び連絡先を記入すること。なお、責任者とは、支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた者を指し、担当者とは、本取引に関する事務を担当する者を指す。

エ 押印を省略する場合のメールの宛先は、別途指定する県事務担当者及び県・申請者双方の上席者とすること。

※Bccは使用せず、To又はCcに上記宛先を指定し、要件としている送付先を確認できる状態で送信すること。

(別表第1) 設置工事区分及び補助対象経費となる工事費(表中○)

工事区分及び補助対象経費となる工事費	事業	急速充電設備の新規設置事業	急速充電設備既存設置箇所への増設事業	急速充電設備の入替設置事業
	充電設備	急速充電設備	急速充電設備	急速充電設備
	設置場所	空白地域等	高速道路 SA・PA 等	高速道路 SA・PA 等
	駐車場形態	平置	平置	平置
(1) 充電設備設置工事費				
基礎工事費	○	○	○	○
本体搬入費	○	○	○	○
電気配線工事費	○	○	○	○
特別措置に基づく受電工事費	○	○	○	○
(2) 案内板設置工事費				
案内板設置工事費	○	○	○	○
(3) 付帯設備設置工事費				
充電スペースのライン引き	○	○	○	○
路面標示	○	○	○	○
屋根又は小屋	○	○	○	○
充電設備防護用部材	○	○	○	○
電灯	○	○	○	○
(4) その他設置に係る費用				
雑材・消耗品費、養生費	○	○	○	○
図面作成費	○	○	○	○
レイアウト検討費	○	○	○	○
電力会社立会・協議費 ※特別措置に基づく受電の場合に限る	○	○	○	○
安全誘導員費	○	○	○	○
(1)~(3)の工事でかかったその他労務費 (現場監督費、世話役等の労務費)	○	○	○	○

(別表第2) 交付申請書の添付書類 ※CEV補助金の求める記載内容に準拠すること。

	提出書類		留意事項
①	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)	原本	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が法人の場合に提出。 交付申請書(様式第1号)の受付日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。 市町が申請する場合は不要。 リースの場合、リース事業者とリース契約先(使用・賃借者)両者のものを添付すること(リース契約先が市町の場合は、リース事業者のもののみ)。
②	県徴収金等の滞納がないこと (完納証明)を証する書類	写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が法人の場合に提出。 交付申請書(様式第1号)の受付日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。 市町が申請する場合は不要。 リースの場合、リース事業者とリース契約先(使用・賃借者)両者のものを添付すること(リース契約先が市町の場合は、リース事業者のもののみ)。
③	誓約書(様式第10号)		<ul style="list-style-type: none"> 市町が申請する場合は不要。 リースの場合、リース事業者とリース契約先(使用・賃借者)両者のものを添付すること(リース契約先が市町村の場合は、リース事業者のもののみ)。
④	補助対象経費に係る見積書※	写し	<ul style="list-style-type: none"> 設置工事の区分及び補助対象経費となる工事費の内訳が確認できるもの。 充電設備機器のメーカー名、型式を記載すること。 施設等の新築又は改修工事に伴い補助事業を実施する場合、補助事業の工事の施行に係る見積書を分離して提出すること。
⑤	設置場所の見取図※		<ul style="list-style-type: none"> 敷地の全体図(施設全体の敷地形状が分かるもの)に、充電スペース場所、施設等の入口(公道から充電設備設置場所への入口)を記載すること。 「空白地域への急速充電設備設置事業」の場合、設置場所が空白地域に該当する(公道上道のり15km以内に公共用急速充電設備がない)ことを示す、周辺図を添付すること。 公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所に充電設備を設置すること。 施設等の入口に、充電場所を示す案内板を設置すること。 案内板を設置する位置、向き、設置方法、仕様(大きさ)を記載すること。 書類名称を「設置場所見取図」と明記すること。 作成者名、縮尺、作成日を記載すること。 市販の地図やWEBサイトの地図を活用することも可。
⑥	設置場所の平面図※		<ul style="list-style-type: none"> 充電設備、付帯設備(車止め、電灯、屋根等)の配置が確認できるもの。 充電スペースの区画の寸法を記載すること。 充電スペース場所と充電設備までの距離を記載すること。 充電設備を設置する基礎の寸法(たて、よこ、高さ)を記載すること。 配線・配管の記載は不要。 書類名称を「設置工事平面図」と明記すること。 作成者名、縮尺(1/100以上)、作成日を記載すること。
⑦	電気系統図※		<ul style="list-style-type: none"> 補助対象設備間の関係性や電気の流れが確認できるもの。 分電盤等の各設備の能力(出力、容量、機器能力)を記載する

			<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力会社との責任分界点から、補助対象設備までの接続を確認できるよう記載すること。 ・④補助対象経費に係る見積書と突合できるようにすること（配線・配管を含む）。 ・書類名称を「電気系統図」と明記すること。 ・作成者名、作成日を記載すること。
⑧	配線ルート図※		<ul style="list-style-type: none"> ・平面図又は立面図に、補助対象となる充電設備・配線・配管の位置・経路、長さ及び仕様（アース線、通信線を含む。）、配線方法（埋設、露出、架空等）を記載すること。 ・④補助対象経費に係る見積書と突合できるようにすること。 ・書類名称を「配線ルート図」と明記すること。 ・作成者名、作成日を記載すること。
⑨	要部写真※		<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備本体の設置予定場所を写したもの。 ・充電スペースの設置予定場所（車両が駐車する場所の全景）を写したもの。 ・案内板の設置予定場所写したもの。 ・撮影時には、障害物（駐車車両等）がないようにすること。 ・カラー写真であること。
⑩	リース事業を生業とすることを証する書類	原本	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合に提出。 ・①登記事項証明書に記載がある場合は代替することも可。
⑪	土地所有者の設置承諾書		<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備の設置場所が借地の場合に提出。 ・充電設備の保有義務期間（5年間）以上において設置することの許諾を得ること。
⑫	補助事業に係る発注書		<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の属する年度の4月1日前に施設等の新築工事又は改修工事に伴い補助事業を実施する契約を締結し、申請日の属する年度に補助事業に係る工事の施行を開始する場合に提出。
⑬	その他知事が必要と認める書類		<ul style="list-style-type: none"> ・審査の過程で県から提出を求められた書類があれば提出すること。

(別表第3) 実績報告書の添付書類 ※C E V補助金の求める記載内容に準拠すること。

	提出書類		留意事項
①	補助事業に係る発注書	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備のメーカー名、型式、数量が記載されていること。 ・交付申請書に添付した場合は提出不要。
①	補助事業に係る請求書	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事の区分及び補助対象経費となる工事費の内訳が確認できるもの。 ・充電設備機器のメーカー名、型式、数量を確認できるもの。 ・施設等の新築工事又は改修工事に伴い補助事業を実施する場合、補助事業の工事の施行に係る請求書を分離して提出すること。 ・設置工事施工会社の押印があること。
①	補助事業に係る領収書	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の金額が請求書の金額を超える場合は、領収書の内訳書を添付すること。 ・設置工事施工会社の押印があること。
②	補助対象設備の保証書		<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書
③	補助対象設備の設置完了証明書（様式第11号）	原本	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事施工会社が証明すること。
④	完成後の設置場所の見取図※		<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 ・変更がない場合は提出不要。
⑤	完成後の設置場所の平面図※		<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 ・変更がない場合は提出不要。
⑥	完成後の電気系統図※		<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 ・変更がない場合は提出不要。
⑦	完成後の配線ルート図※		<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 ・変更がない場合は提出不要。
⑧	要部写真※		<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備の設置工事完了後に、充電設備の設置状況を示す写真を撮影し、提出すること。 ・交付申請時に提出した⑥要部写真と同一アングルにて、障害物（駐車車両等）がないように撮影すること。 ・カラー写真であること。
⑨	他の補助金・助成金等を受給する場合、その受給額が確認できる書類	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・他の補助金・助成金等を受給する場合に提出。
⑩	リース料金の算定根拠明細書（様式第12号）		<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合に提出。
⑪	リース契約書	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・リース契約の場合に提出。
⑫	その他知事が必要と認める書類		<ul style="list-style-type: none"> ・審査の過程で県から提出を求められた書類があれば提出すること。